

## 山都町議会ペーパーレス会議システム等導入業務に係る公募型プロポーザル評価基準書

### 1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、山都町ペーパーレス会議システム等導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領「8 選定方法」に記載する山都町議会ペーパーレスシステム等選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定める。

### 2 審査方法

(1) 選定委員会は、提出された企画提案書やプレゼンテーション等を踏まえ、総合的に評価を行うものとする。

ア 評価の合計点が最上位である者を契約候補者とし、次に高いものを次点の候補者として選定する。

イ 最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議のうえ決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

ウ 参加者が1者の場合、各選定委員の合計点の平均が120点未満（200点満点の60%未満）の事業者は失格とする。

エ 選定委員会での選定は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

(2) プレゼンテーション審査は、1参加者当たり、プレゼンテーション、デモンストレーションを合わせて45分程度、質疑応答を15分程度の合計1時間以内とする。

なお、プレゼンテーションは、「4(1)企画提案書に基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

### 3 評価項目・配点

評価項目・配点は、以下のとおりとする。

(1) 企画提案書に基づく評価 100点

(2) 会議システムの機能要件確認書に基づく評価 80点

(3) 見積書による評価 20点

#### 4 評価基準

##### (1) 企画提案書に基づく評価（満点：100点）

番号	評価項目	小項目	評価基準	配点
1	業務遂行能力		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体に対し、本業務と同種・類似の業務を行った実績を有しているか。</li> <li>・ 本業務に関する専門知識や経験を有し、業務の的確な遂行が可能であるか。</li> </ul>	5
2	ペーパーレス 会議システム	操作性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が使用するうえで、使いやすく、かつ、分かりやすい構成となっているか。</li> <li>・ 関係職員が行う更新作業等について効率良く確実に行うことができる構成となっているか。</li> </ul>	20
3		サポート体制	・ 問い合わせへの対応、緊急時対応、オンラインサポート等は充実しているか。	20
4		セキュリティ対策	・ 情報セキュリティに配慮した効果的な対策がとられているか。	20
5		操作研修	・ 適切な内容・回数の研修が実施されるか。	10
6	その他のアプリケーション		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町が要求する仕様を満たしているか。</li> <li>・ 本町が要求する仕様以外に、特に優れているアプリケーションの提案があるか。</li> </ul>	20
7	工程管理		・ 本稼働までの作業工程は、本町が示したスケジュールに対応できる内容となっているか。	5

##### <企画提案書の評価基準>

評価	配点 20	配点 10	配点 5
想定より非常に優れているもの	17～20	9～10	5
想定より優れているもの	12～16	7～8	4
普通であり、想定される範囲のもの	7～11	4～6	3
やや劣っているが許容できるもの	2～6	2～3	2
劣っているもの	1	1	1

(2) ペーパーレス会議システムの機能要件確認書に基づく評価（満点：80点）

本プロポーザル参加者が回答した各機能項目への対応内容について、下記「機能要件確認書の評価基準」により算出した点数を、ペーパーレス会議システムの機能要件に基づく評価点とする。

なお、この評価点は、事務局において一律に算出するものとし、各選定委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

<機能要件確認書の評価基準>

重要度	対応の可否	評価点
高	標準仕様で対応可	4
	カスタマイズまたは代替案で対応可	2
	対応不可	0
中	標準仕様で対応可	2
	カスタマイズまたは代替案で対応可	1
	対応不可	0

重要度「高」：15項目

重要度「中」：10項目

(3) 見積書による評価（満点：20点）

見積書に関する評価点については、導入初期費用等とペーパーレス会議システム運用保守費用に係る契約期間中の費用合計の見積金額合計（税込み）で評価する。応募事業者の中で最低見積額を提出した者を満点とし、他事業者の評価点は下記の計算式から算出する。

なお、この評価点は、事務局において一律に算出するものとし、各選定委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

※計算式

$(\text{最低見積額} / \text{提案見積額}) \times 20 = \text{評価点}$ （小数点以下切り捨て）